

■現行の指定袋制度と想定される指定袋制度にかかる比較検証

		制度面	減量・資源化効果	負担の公平性	配付枚数、種類等の運用面	行政と町会との連携、町会への加入促進	見直しの必要性
現行八尾方式	成果	○分別区分については5種分別から8種分別に拡充したものの、実施期間が長いことから市民には定着している。 ○平成8年度の実施時から排出区分に応じて指定袋を色分けしており、指定袋そのものについても在住期間が長い市民ほど定着している。	○多種分別の実施により、一定の減量効果・資源化率の向上に寄与した。	—	○配付数については収集回数を基本としていることから、理解しやすい。 ○可燃袋については世帯人数によって加配を行っており、排出量に対応した配付形態となっている。	○世帯ごとの人数に応じた配付が可能となっている。 ○町会加入者には町会を通じて指定袋が手元に届けられ、指定袋の入手にかかる負担がない。 ○分別の拡充や粗大ごみの有料化など、新しい制度の導入にあたっては、行政と地域との連携に寄与している。	◆ごみの排出量にかかわらずすべてが税により賄われており、公平性が確保されていない。 ◆現行制度においては、さらなる減量・資源化行動への動機づけが難しい。 ◆世帯人数や排出状況に応じたより弾力的な排出方法（袋の大きさ、枚数などの選択）のニーズに対応できない。
	課題	○町会加入者は町会経由で、町会未加入者であっても転入手続き時に指定袋を入手できるが、住民票を移さない新規居住者については入手方法がわかりにくい。	○無料による追加配付を行っているため、排出量の多少にかかわらず制限（制約）無しにごみを排出する仕組みになっている。	○現在の安易な追加袋の配布状況ではごみを多く出す人ほど税金によるごみ袋の製作とごみ処理費用の負担の恩恵を多く受けることになり、負担の公平性が確保されない。	○市民のニーズに関係なく一定の基準に基づいて配付するため、滞留袋が発生する。 ○指定袋の大きさについては、コスト面等から1種類のみとなっており、多様性に欠ける。	○公衆衛生の観点から未加入者に対しても配付される制度となっているが、町会加入促進の観点では町会加入の弊害であるとの指摘がある。 ○町会を通じた啓発活動を促すポテンシャルがあるにも関わらず、活用しきれていない（ごみ減量推進員との連携など）	◆人員・コストの面から世帯人数に応じてよりきめ細かい指定袋数の設定が困難であり、結果として滞留袋を生じさせる要因となっている。 ◆入手方法は違えど、誰もが指定袋を容易にかつ無料で入手できる制度となっており、ごみ減量に向けた取り組み等のインセンティブが機能していない。

		制度のわかりやすさ	減量効果	負担の公平化	滞留袋の削減	大きさ・種類等多様なごみ袋の提供	町会との関わりの維持	総合評価
単純従量制	メリット	○袋の購入枚数に比例してごみ処理手数料を支払うので料金体系が単純で分かりやすい。	○ごみ袋1枚目から、ごみ処理費用の負担となり排出者にごみ減量行動を動機付けすることになり、有料制の中でごみ減量効果が一番大きいとされている。	○袋代についてはごみ排出量に応じてごみ袋を購入するため負担の公平性が確保される。 ○ごみ処理費用負担についても排出量に比例して負担額が増加するので負担の公平性が確保できる。	○ごみ袋はごみ量に応じて大きさが選択でき、さらに、有料で販売されるため無駄なごみ袋の家庭内滞留は防げる。	○ごみ袋製作費は袋代に含まれ、ごみ分別の徹底、ごみ減量の推進、市民要望等に応じて多様なごみ袋の提供は可能である。	○資源化できるごみを無料化すれば、従来通り町会経由の袋配布は可能である（奈良県斑鳩市等）。 ○手数料収入を活用して町会活動支援事業に取り組むことも可能である。 ○町会が主体となったごみ啓発活動等の促進の面から、活動に対する支援策として指定袋を活用する余地はある。	指定袋の製作費、処理費について手数料として徴収する制度であるとともに、ごみ減量の効果、排出量に応じたごみ処理経費の負担の公平性の観点でも、もっとも優位性の高い選択肢ではあるが、単純従量制に移行した場合の市民負担の大きさ、市民生活に与える影響等を踏まえれば、これまでの無料指定袋制度から一足飛びに単純従量制に移行することは難しい。
	デメリット	○処理費用についても転嫁されており、市民にとっての負担感は大きい。	○低額であった場合、有料の負担になれてくるとごみ量が増加に転じる場合がある。	○ごみを減らしても、一定金額の負担が必要となることから、ごみ減量・資源化によって負担が軽減されたことが実感しにくい。	—	○多様なごみ袋の提供にあたっては、指定袋の製作費用をはじめ管理経費等の新たな行政コストが生じる。	○有料のごみ袋の町会経由の配布は、手数料等の徴収事務負担や在庫等の管理、紛失時の対処等を考えると困難である。	
超過量有料制	メリット	○一定量までのごみ袋を無料又は定額負担となるが、一定量無料を採用し町会を経由して配付される仕組みであれば、その範囲内においては現状の制度と変わらない。 ○市がめざす減量目標が比較的わかりやすい（基準年度における排出量×削減目標に応じた配付量の算出）。	○一定量以上を排出する人にとってはごみ処理費用を負担することになり、単純従量制よりは少ないがごみ減量行動の動機づけとなる。	○無料（又は低額負担）の一定量の範囲を超えた場合は、ごみ処理費用を負担することになるので、多量のごみを排出する人に対しては負担の公平性は確保できるといえる。 ○ごみ減量・資源化行動の成果が実感できる。	○一定量までごみ袋を無料配布する場合、世帯人数に等に応じて適正枚数を配付できれば滞留袋を防ぐことができる。	○ごみ袋引換券方式を採用している都市では、ごみ袋の大きさ別引き替えを自由にするなど工夫をしている都市（佐世保市）もある。	○一定量の無料配付の場合は、従来通り町会経由を継続できる余地がある。 ○資源化できるごみ袋が無料とした場合、従来通りの配付が可能である。	ごみの減量・資源化に取り組んでいる市民の観点では最も理解を得やすい制度であるが、一定量無料（又は低額負担）とする以上、世帯人数に応じた配付枚数の設定や指定袋の大きさごとの設定が必要となり、膨大な行政コストが必要となる。さらに、実際に居住されている人とそうではない人との把握が困難であり、その点からも不公平感が生じる。また、ごみ減量の観点では、一定の排出量の範囲においては無料（又は低額負担）であることから、ごみ減量の動機づけが働きにくい。
	デメリット	○無料（又は低額負担）のごみ袋と一定量を超えた有料（又は高額負担）のごみ袋があり、無料（又は低額負担）のごみ袋を使い切った後のごみ袋の入手方法や袋代の差の根拠等が分かりにくい。 ○一定量の範囲内であれば負担はない（又は少ない）が、それを超えた場合の負担感は単純従量制と同様	○一定量までのごみ袋の無料（又は低額負担）配布の区間は、ごみ減量への動機づけに乏しく単純従量制に比べ減量効果が小さいと言われている。	○無料（又は低額負担）の一定量の範囲まではごみを多く出す人ほど税による処理費負担の恩恵を受け、また、一定量の範囲においてはごみの排出量による負担の差は生じない。	○一定量までごみ袋を無料配布する場合には、配付数によって家庭内に滞留するごみ袋が発生する可能性がある。	○大・中の2種類程度のごみ袋の提供をしている都市もあるが、無料（又は低額負担）のごみ袋の配布時に配布先市民の意向把握やそれにあった種類別枚数の配布等関係者の負担が大きく、通常は可燃ごみ・不燃ごみ等のごみ種別に大きさは1種類である。 ○住民票を移している住民と実際に居住している住民との差において、不公平感が残る。	○一定量のごみ袋を購入してもらった場合（二段階超過量制）は、単純従量制と同様に町会経由での配付は困難である。 ○各世帯の人数の状況など、実態に即した厳密な把握が必要となるが、町会で担う場合には個人情報観点で課題がある。	
市認定指定袋制	メリット	○通常の商品と同様に、枚数×単価で販売され分かりやすい。また、スーパー、コンビニ等で購入できる。	○従来のごみ袋代は無料から、低額ではあるがごみ袋代が自己負担となるため、わずかではあるが制度導入によるごみ減量効果は期待できる。	○ごみ袋代の範囲で、ごみの排出量に比例して負担も変わる。	○ごみ袋はごみ量に応じて大きさが選択でき、さらに有料で販売されるため無駄なごみ袋の家庭内滞留は防げる。	○3種類程度の大きさ別に指定袋を提供している都市も多い。全てのごみ種共通の袋としている都市は少ないが、分別のごみ種毎に指定袋の提供も可能である。	○資源化のごみのごみ袋を市から町会に無料配布すれば、従来通り町会加入者へ無料配布することは可能である。 ○町会が主体となったごみ啓発活動等の促進の面から、活動に対する支援策として指定袋を活用する余地はある。	公平性の観点では、ごみ袋代に限っては排出量に応じて1枚目から負担することになり、排出量に応じた公平性は確保される制度である。また、市民負担については、処理費用が上乗せされていないため、上記2つの制度と比較して小さくなっている。 なお、ごみ減量の観点では、負担が指定袋代だけであることから大きな効果を期待することはできないが、1枚目からの負担になることからごみ減量への動機づけにつながる手法である。
	デメリット	○単純従量制、超過量有料制と比較すると小さいが、市民にとって負担感は生じる。	○ごみ減量・資源化行動への動機づけの効果がどこまで持続するかによって、減量効果は変わってくる。	○ごみ袋代については自己負担となる一方で、ごみ処理費用はごみを多く出す人ほど税金による負担の恩恵を受けることになり、処理費用にかかる負担の公平性は確保されない。	—	○ただし、自由販売となり手数料収入もないため、多種類のごみ袋の提供には販売スペースの確保等から販売店と調整が必要である。	○認定指定袋制度に限ったことではないが、町会の組織力を生かした分別排出等の啓発活動を促進するため、これまでの町会配付にかかわる指定袋を活用した新たな支援策が必要である。	